

介護老人福祉施設みさとの杜翔裕園 利用料金表

(2024.4.1～)

介護老人福祉施設(長期入所)

単位：円

対象者	生活保護を受けている方	世帯全員が市町村民税非課税である場合																			左記の条件に該当しない方						
		老齢福祉年金を受給している方					課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方					利用者負担第2段階に該当しない、年金収入等が80万超120万円以下の方					利用者負担第2段階に該当しない方で、年金収入等が120万円超の方										
要介護度	利用者負担第1段階					利用者負担第2段階					利用者負担第3段階①					利用者負担第3段階②					利用者負担第4段階						
	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	2割負担合計	3割負担合計
要介護1	670	76	820	300	1,866	670	76	820	390	1,956	670	76	1,310	650	2,706	670	76	1,310	1,360	3,416	670	76	2,500	1,650	4,896	5,642	6,388
要介護2	740	76	820	300	1,936	740	76	820	390	2,026	740	76	1,310	650	2,776	740	76	1,310	1,360	3,486	740	76	2,500	1,650	4,966	5,782	6,598
要介護3	815	76	820	300	2,011	815	76	820	390	2,101	815	76	1,310	650	2,851	815	76	1,310	1,360	3,561	815	76	2,500	1,650	5,041	5,932	6,823
要介護4	886	76	820	300	2,082	886	76	820	390	2,172	886	76	1,310	650	2,922	886	76	1,310	1,360	3,632	886	76	2,500	1,650	5,112	6,074	7,036
要介護5	955	76	820	300	2,151	955	76	820	390	2,241	955	76	1,310	650	2,991	955	76	1,310	1,360	3,701	955	76	2,500	1,650	5,181	6,212	7,243

1. 料金は「介護サービス費」「介護サービス費加算額」「居住費(居室料)」「食費」の合計額です。
2. 「加算」欄の数字は介護サービス費に加算される金額です。内容は以下(①～⑧)のとおりです。

①日常生活継続支援加算

介護福祉施設サービス費を算定している、介護福祉士の数が常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であって次の要件のいずれかに該当する場合。(46円/日)

- ・ 算定日の属する月の前6月又は12月間における新規入所者のうち要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が70%以上であること。
- ・ 算定日の属する月の前6月又は12月間における新規入所者のうち認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること。
- ・ 痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上であること。

②看護体制加算Ⅰ口：常勤の看護師を1名以上配置。(4円/日)

③看護体制加算Ⅱ口：看護職員を1名以上配置し、看護職員と24時間の連絡体制を確保。(8円/日)

④夜勤職員配置加算Ⅱ口：夜間帯に1名以上多く介護・看護職員を勤務配置。(18円/日)

⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護サービス費の8.3%相当が加算されます。※上記の表には加算されていません。

⑥介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：介護サービス費の2.7%相当が加算されます。※上記の表には加算されていません。

⑦介護職員等ベースアップ等支援加算：介護サービス費の1.6%相当が加算されます。※上記の表には加算されていません。

⑧療養食加算：医師の指示に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風及び特別な場合の検査食)を提供した場合、1食につき自己負担額6円加算されます。

※料金表の額は1日あたりの料金です。

3. このほか、入所した日から30日間について、初期加算として1日30円の加算となります。
4. また、医師の発行した食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める治療食を提供する場合には1食6円の加算となります。
5. 第1号被保険者(65歳以上)で、一定以上の所得がある方は**利用者負担が2割または3割になります。**
負担割合については、各保険者から発行される、「介護保険負担割合証」にて確認させていただきます。